

令和元年度  
第12回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和2年3月10日開会

高松市農業委員会

令和元年度第12回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和2年3月10日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所 第114会議室

出席委員 21人

- 1番 三笠 輝彦 (会長)
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一 (会長職務代理者第2)
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 19番 兔子尾紀夫 (会長職務代理者第1)
- 20番 森 吉朝
- 18番 原田 和幸
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 3人

- 10番 三好 義光
- 17番 花澤 均
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 主任技師 河合 良治
- 主任主事 佐藤 雅彦
- 主任主事 古免 範彰

## 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農用地利用配分計画の決定について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(高砂会長職務代理者2)** ただ今から令和元年度 第12回 高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、三好委員、花澤委員、神内委員です。

また、三笠会長からは少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は24番古川委員及び2番真鍋委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権2番のとおりです。

2番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番は、賃貸人が別の農家へ譲渡するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。譲渡の内容については農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番のとおりです。

4番・5番は、賃借人が当該農地の利用を取りやめることから農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借9番のとおりです。

7番は、賃貸人が転用する予定のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

8番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

議案書2ページをお開きください

9番は、賃貸人が貸付先を変更するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約

したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、貸借の方法を変更するため返還を受けたものです。

2番は、借人が労力不足のため返還したものです。

3番は、借人が健康上の理由で香川県農地機構を介した貸借について返還したものです。

4番は、貸人が別の農家へ譲渡するため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権3番と5番のとおりです。

5番・6番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権10番のとおりです。

7番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については5条許可申請所有権20番のとおりです。

8番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については5条許可申請所有権22番のとおりです。

9番は、貸借の方法を変更するため返還を受けたものです。

10番は、貸人が貸付先を変更するため返還を受けたものです。

11番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

12番は、貸人が貸付先を変更するため返還を受けたものです。

13番も、貸人が貸付先を変更するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について13件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、貸事務所兼住宅敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、父が税理士の貸事務所と共に住宅を建築した際に隣接地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年ごろに造成済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が400.68平方メートルあります。

2番は、非農家の自己住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、母が住宅を建築した際に隣接の申請地を造成したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年ごろに造成済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が239.68平方メートルあります。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は国道11号線に近い太田第2土地区画整理内の土地で交通の利便性が良く、近隣住民からの利用申込書もあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地は父が近隣の自動車販売店の申し出を受け貸駐車場用地として造成したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年ごろに造成済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は県道国分寺・太田上町線に近く交通の利便性が良く、近隣にはマンション等が建設され、駐車場の需要があることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父が自己住宅を建築したときに隣接の申請地を造成したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が637.36平方メートルあります。

7番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、近隣住民からの利用申込書もあることから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

8番及び9番は、営農型太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

8番は、農振白地の農地を、9番は農振地域外の農地を営農型太陽光発電設備用地として、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間一時転用申請するものです。

立地基準について8番は第2種農地に、9番は用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、下部農地は、転用者がオリーブの苗木販売のために栽培するもので、農地所有適格法人である農業生産法人株式会社の指導を受けて事業を行うため、営農の適切な継続性、施設構造等から転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、継続できない場合の施設撤去費用を算入する資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

オリーブについて御説明します。

常緑の高木で、太陽と温暖な気候、水はけのよい土壌とたっぷりの水を好み暑さに強く、短期間ならマイナス10度に耐えられます。産地は地中海に面する地域が98パーセントであり、実は緑赤紫黒へと成熟し、加工してピクルスやオリーブオイルになります。又、葉はポリフェノールが含まれ健康美肌効果がありお茶、浴槽に入れたりします。

栽培方法は、地上から2.5メートル離れた太陽光発電パネルの下空間に、1,000平方メートルに約300本、1坪3.3平方メートルで、1本は1.8メートル間隔での割合でオリーブの苗木を植栽するものです。苗木の高さが0.8から1.2メートルで出荷し営農型太陽光発電でも発育が可能と考えられます。1年目に植え付けし3年目以降から収穫し5年目で新たに又、植栽するローテーションの繰り返しとなっています。

8番は、346平方メートルに104本、9番は586平方メートルに176本、申請者はオリーブ栽培の経験はありませんが農業又は太陽光発電設備等に知見を有する者として毎年の農作物の状況報告の際に意見をいただく、農地所有適格法人である農業生産法人株式会社の指導を受けて事業を行うこととなっています。

議案書 6ページをお開きください。

10番は、車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅の敷地内に駐車場を設置することができず、隣接申請地に車庫を建築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有地に自宅を新築した際に隣接申請地を一体利用し建築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和元年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が344.88平方メートルあります。

12番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が60平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番に関連しています。

13番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請者が営む電気工事業会社の従業員の駐車場として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成31年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が242.73平方メートルあります。

14番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者は高齢により耕作が不可能で将来の安定した収入を確保するため共同住宅経営を計画したもので、申請地は県道檀紙・鶴市線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は現在の住宅地の隣接に在り、造成し一体利用しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が499.43平方メートルあります。

16番は、歯科技工士である転用者が作業所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅地に隣接し、仕事の作業場として建築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成30年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地の



みで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在住んでいる住宅が県道円座・香南線工事により土地収用されるため、自己の所有する農地に住宅を建築するもので、申請地の隣接には納屋があり利便性も良いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が291.70平方メートルあります。

18番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は隣接にある母親が経営するマンションの住民用の駐車場として転用申請するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、営農型太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

申請地は、農振白地農地を営農型太陽光発電設備用地として令和2年4月1日から12年3月31日までの10年間一時転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に属しますが、下部農地で転用者が高麗芝を栽培するもので、農地所有適格法人によるサポートを受けながら作付けを行うため、営農の適切な継続性、施設構造等から転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、継続できない場合の施設撤去費用を算入する資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

高麗芝について御説明します。イネ科シバ族に属し、日本シバの一種で九州南西部から東南アジアやインドに分布し、沿岸地に自生があります。特徴としては、耐塩、耐暑、耐陰、耐乾となっております。

栽培方法については、太陽光発電パネルの下空間に芝生を作付けしますが、日陰でも十分育つ芝生であり、また、日照量が最大になるようソーラーパネルをL型に配置しています。太陽光パネルの下部であっても肥培管理が適切に行われれば、1,000平方メートルに約900平方メートルを作付け83パーセントの750平方メートルの収穫量を見込んでいます。1年目から3年間は作付けしますが4年目からは出荷のために刈り取りした後、新たに作付けをしなくても自生する特徴があるため作付けは不要です。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について19件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許

可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、令和元年12月5日付けで、貸学童保育園庭用地として許可を受けていましたが、当初の計画では利用する園児が20名から30名程度の計画でしたが、最近施設を利用する子どもの数が急に増えていることから、保育園庭を区域拡張するための貸学童保育園庭拡張用地とし、併せて工事完了期間を令和2年7月31日まで延長するための許可後の事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権1番に関連しています。

2番は、令和元年8月2日付けで分譲住宅用地として許可を受けていましたが、周辺は分譲住宅・共同住宅が多く、道路も整備された場所に在り、購入を希望する方から分譲住宅を分譲住宅兼動物病院として購入したい旨の要望があったもので、併せて工事完了期間を令和2年12月10日まで延長するための許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、昭和49年5月25日付けで自己住宅用地として転用許可を受けていましたが、家庭事情により住宅建築が困難となり事業完了ができず現在に至っております。

この度、不動産及び土木建築業を営んでいる法人から分譲住宅として利用したい旨の要望が

あったことから、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権25番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いいたします。

**兔子尾委員** 現地調査委員の兔子尾です。

今回の特別現地調査委員は、古川委員、真鍋委員と私の3名で本日午前中に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の4番、5番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して古川委員及び真鍋委員から報告をお願いします。

**古川委員** 現地調査委員の古川です。

まず、私から議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校西700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岩崎・高松線に近く交通の利便性が良く、申請地の西側、北側一体は都市計画用途地域で、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止する農道を含み、進入路として利用する併用宅地等が194.72平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、香川大学教育学部附属高松中学校南東400メートルに在り、転用者は電気設備工事業等を営んでいますが、事業拡大に伴い既存の事務所が手狭となったため、新たな事務

所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道太田上町・志度線に面しており国道193号線にも100メートルほど近く、交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止する水路が10.77平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、香川大学工学部北東400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、近くには教育、商業施設があり生活に便利で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番、6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、4番からは真鍋委員が説明します。

**真鍋委員** 現地調査委員の真鍋です。4番からは私が説明します。

4番の申請地は、JR予讃線国分駅北東800メートルに在り、幼保連携型認定こども園を営んでいる転用者が、現在保育園から100メートルほど離れた場所にあり、園児の安全確保、利便性から支障のある運動場の代替地取得と入園児童数の増加による保護者送迎駐車場不足を解消するため、露天運動場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側と西側が市道に面し、保育園の北隣にも位置し利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。

5番の申請地は、高松市立川島小学校南西400メートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3カ月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道西植

田・高松線に近く、交通の利便性が良く、北側が都市計画用途地域に接しており、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。開発区域内道路に含まれる併用農道が125.22平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免主任主事** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

3番は、現在、実家で両親と同居していますが子の成長により住居が手狭となったことから、実家の近くに非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に面し県道高松・志度寺線へのアクセスも良く、周辺は商業施設及び医療施設も整備され分譲住宅で宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、クレーン部品の製造業を営む法人の役員が近年の事業規模の拡大に伴い既存資材置場が手狭になったことや、資材を積み込む際の一時的な大型トラック置場として経営法人の新たな露天貸資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道春日町線に面し交通の利便性が良く、また、営業所に隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

6番は、現在借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となり、叔父所有の農地を譲り受け、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて利用する用悪水路が5.57平方メートル有ります。

議案書10ページをお開きください。

7番は、建設及び運送業を営む法人の役員が、経営する法人の作業効率を高めるために露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が長尾街道に面し11号線東バイパスへのアクセスも良く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、7番と同じ法人の役員が、経営する会社の作業効率を高めるために露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が長尾街道に面し11号線東バイパスへのアクセスも良く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、転用者が居住する宅地の隣接地に、子の家族の為の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆道路が9.53平方メートルあります。

13番は、現在借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道川向上線に面し周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域に在り、また妻の実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、13番の転用者と共同施工で住宅及び農地へ進入する道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道川向上線に面し、南側にある農地への大型農機具の搬入がし易いことと、建築する住宅の隣接地で利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、医療機械器具の販売業を営む転用者が、本市内での業績向上に伴い事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し32号線バイパスへのアクセスも良く、また、系列法人が運営する老健施設横で、事業連携し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページを御覧ください。

16番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道吉光・高根線に面し、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域で子供が通学している同じ学校区内でもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、自家用車の車庫及び妻が経営する飲食店への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側は市道に面し県道円座・香西線に近く、店舗に近接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成30年10月に建築済ですが転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、老健施設を運営する転用者が施設敷地内での従業員用の駐車場が手狭であることから新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側は市道に面し主要地方道高松・王越線に近く、運営する施設に道路を挟んで隣接しており、既存の駐車場にも隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて利用する雑種地が1,913平方メートルあります。

19番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて利用する宅地が731.07平方メートルあります。

21番は、宗教法人が現在の祭事場が狭いことから新たな境内地用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、西側が市道に面し既存境内地と隣接して転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、旅客自動車運送業を営む転用者が既存の資材及び大型車両置場が事業増加に伴い大



型車両が増え手狭になっていることから、露天車両置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾川・国分寺線沿いで大型バスの往来も容易であり事務所からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,285.30平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

議案書12ページをお開きください。

24番は、現在、借家住まいで住居が手狭であることから父所有の農地を譲り受け、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側は市道に面し県道高松・志度線へのアクセスも良く、周辺は学校及び医療施設も整備された住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、学童保育園を営んでいるNPO法人の役員が転用者となり、子どもが安全に遊ぶための法人への貸学童保育園庭拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

2番は、不動産・土木建設業を営む法人が、受注した共同住宅の施工に際し工事期間中の仮設進入路用地として令和2年12月31日まで一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が既設の共同住宅敷地を介して市道に面し車両の往来も容易で、工事現場に隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元の確実性が認められ、

隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、家族が増え家財を収納する場所が手狭であることと、物干場を確保することから祖父所有の農地を借り受けて分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて利用する宅地が282.14平方メートル有ります。

2番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、周辺は共同住宅や分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることや実家に近接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、現在借家住まいですが両親の高齢化に伴い、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し実家と隣接しており、農業の手伝いと親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、現在借家住まいですが家財が増え住居が手狭であることから、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、運送業を営んでいる転用者が事業増加に伴い運送車両が増えたことから、役員個人の農地を借り受けて露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道岡本・香川線に面し大型運送車両の出入りが容易で、本社屋と隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年ごろに造成済みですが隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が797.58平方メートル有ります。

6番は現在、借家住まいで家財が増え住居が手狭となったことから所有する農地に自己住宅を建築することに伴い、兄所有の農地を借り受けて進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成31年4月に造成済みですが隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請12番に関連しています。

7番は現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し国道11号線にも近く交通の利便性が良く、実家と隣接しており親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて利用する雑種地が32平方メートル有ります。

8番は、子供が増え、家財も増えたため住宅が手狭となっていることから、住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の拡張であり他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成21年に一部車庫を建築済みですが資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は現在、借家住まいで家財道具が増え住居が手狭となっていることから、妻の祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が市道に面し県道高松・坂出線へのアクセスも良く妻の実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

10番も現在、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し周辺は学校・市役所出張所等が在り、実家にも近く親の面倒と農業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権20件、賃借権2件、使用貸借10件、計32件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は大根・人参を栽培するものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、ブルーベリーを栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

4番、5番は、土地改良事業施行地区内にある農地で、保全する農用地に該当している土地の整形を行うため譲り受けるもので、取得後はそれぞれ自作地と一体利用して、水稻・野菜を作付けするものです。5番が使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

6番は、転用残地を隣接農地所有者から譲り受け土地整形を行うもので、取得後は自作地と一体利用して、水稻を作付けするものです。

7番も、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

9番は、小作人の希望により、農業経営基盤強化促進法による小作地を譲り渡すもので、取得

後は引き続き水稻を作付けするものです。

10番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、譲渡人が耕作不便であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

12番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柿を栽培するものです。

議案書16ページをお開きください。

13番は、経営規模の拡大を希望する兄へ贈与するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

14番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

15番も、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

16番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカンを栽培するものです。

17番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はナバナを栽培するものです。

18番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、取得後はミカン・野菜を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

19番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・麦・野菜を作付けするものです。

20番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

21番は、譲渡人が高齢により経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柿を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請の使用貸借について御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、隣接農地を露天貸駐車場に転用するのに伴い、申請地の一部に排水管を埋設するため20年間借り受けるものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請7番に関連しています。

2番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が10年間借り受けて、飼料作物を栽培するものです。農地所有適格化法人の4つの要件は全て満たしております。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転21件、使用貸借2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**河合主任技師** 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、平成11年ごろから、4番は、昭和30年ごろからそれぞれ20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、平成9年2月ごろから道路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、昭和50年ごろから納屋として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地(2アール未満のものに限る。)を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設(堆肥舎、畜舎、納屋等)の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**三好主任主事** 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番について現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよ

う、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(三笠委員入室)

**浮田農政管理係長** 議案第10号 農用地集積計画の決定について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

本年1月16日から31日にかけて、委員の皆様にご協力をいただき開催しました農業相談会において申出のあった利用権設定について、農用地利用集積計画を策定するにあたり、令和2年3月4日付けで高松市長より農業委員会の決定を求められているものです。

資料2ページの総括表を御覧ください。これが全体の合計で一番下の申出件数の欄を御覧いただきますと、貸借期間3年が184件、6年が217件、10年が63件、15年が4件、20年が7件の合計475件となっております。また、面積は合計で1,242,410.58平方メートルで、今年の同時期の申出に比べて8.9パーセントの増加となっております。

3ページと4ページの表は、2ページの表の内訳になっています。

3ページの表が農業委員会による相対での貸借で、件数が294件、面積が752,197.36平方メートルでした。

4ページの表が香川県農地機構にかかる貸借で、件数が181件、面積が490,213.22平方メートルとなっております。面積比較で今回の農地集積のおよそ39パーセントが農地機構を利用したものととなっております。

5ページ以降がそれらの明細書となっております。

なお、明細書の最後、36ページの最後の行、番号982番は香川県農地機構を通じ、平成29年11月1日から6年間貸借していた農地について今回、15年間に延長するものです。

以上、議案第10号 農用地利用集積計画書の決定について御審議いただきますようお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号については決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第11号 農用地利用配分計画の決定について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

既に農地機構が中間管理権を取得している農地の農用地利用配分計画を変更するため令和2年3月2日付けで高松市長から農業委員会へ意見聴取を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は3月31日となっています。

対象となる農地は資料の裏側の明細書の2件です。

整理番号2000番は、耕作者が健康上の理由から耕作を続けることが困難になったため、貸付先を変更するもので使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

整理番号2001番は、先ほど議案10号の最後で説明しました期間延長の案件です。終了時期が令和5年10月31日の6年契約でしたが、借受人が補助制度を利用してビニールハウスを設置するため、令和14年10月31日までの15年間に変更するものです。

以上、議案第11号 農用地利用配分計画の決定について御審議いただきますよう、お願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号は承認することに決定いたしました。続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

**多田農地係長** それでは、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。

期間としましては令和2年2月6日から同年3月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、1月以前の議決分といたしまして4条が2件、5条が9件、2月議決分といたしまして4条が10件、5条が27件、合計で4条が12件、5条が36件です。

許可保留件数につきましては、1月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が12件、2月議決分といたしまして4条が0件、5条が2件、合計で4条が1件、5条が14件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

4条関係で1月議決分の11番が開発許可未了により許可保留となっております。

次に、3ページを御覧ください。

5条関係で10月議決分の6番、上から2番目の表の11月議決分の7番、15番、3番目の表の12番が開発許可未了により許可保留となっております。また、最後の表の1月議決分の6番、12番、13番及び次の4ページ頭書の16番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。さらに、4ページの17番、20番、賃借権の2番、使用貸借の2番が開発許可未



了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。5条関係で2月議決分の4番、11番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で、今回の許可状況の報告を終了します。

**議 長** ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和元年度第12回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時27分 閉会

会長職務代理者

議事録署名委員

委 員

委 員